

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：32518

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530420

研究課題名(和文) 中国企業統治システムにおける独立取締役の役割についての調査・研究

研究課題名(英文) The Role of Independent Directors in Chinese Corporate Governance System

研究代表者

董 光哲 (dong, guangzhe)

江戸川大学・社会学部・准教授

研究者番号：50440178

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：中国の上場会社において、大株主が中小株主の利益を損害する行為が頻繁に発生している。その背景には「集中的所有構造」と「内部者支配」の問題が挙げられる。このような問題を抑制し、防止するために中国では独立取締役の導入が義務付けられている。

中国の上場会社150社における独立取締役の質的属性を考察すると、独立取締役として十分な質的属性を持っていることが明らかになった。他方、上場会社150社の取締役、監査役を分析すると、多くの取締役、監査役が大株主から派遣されていることが明らかになった。中国の上場会社において、独立取締役を取り巻く上述した環境では、独立取締役の役割が十分に発揮できないことが考えられる。

研究成果の概要(英文)：In this study the role of independent directors in Chinese companies is investigated. It has been suggested that independent directors have little power to influence the decisions in corporate boards so that large shareholders exploit small shareholders.

In China, crucial issue is conflicting interests among the shareholders. Due to the combination of the concentrated ownership and insider control, minority investors are not protected. Under the Company Law, the independent director system has been formally required. In general, it is not working well. Based on surveys from 150 Chinese listed companies in 2010, the function of its independent directors is explained. On the one hand, judging from three factors such as academic background, career, and age, the independent directors have qualifications for the post. On the other hand, it is hard for them to dissent from the majority's opinion because the inside directors and auditors are strongly influenced by the dominant shareholders.

研究分野：経営学、企業統治論

キーワード：独立取締役 取締役 監査役 大株主 筆頭株主

1. 研究開始当初の背景

社会主義市場体制という中国独特の状況の中で、中国の企業統治システムは先進諸国と大きく異なる。中国の上場会社においては、「集中的所有構造」と「内部者支配」の特徴があり、大株主による中小株主の利害を損害する行為が頻繁に発生している。

このようなことを未然に防止し、企業統治の健全化を図るために中国では独立取締役の役割を大いに期待している。独立取締役の導入は必ずしも企業統治の万能とはいえないが、企業統治をより健全化に導くことは可能と思われるからである。しかし、実情において独立取締役は本来の期待されている役割を果たしているのだろうか。

杜(2009)、陳(2010)の研究調査では、独立取締役は十分な役割を果たせないと指摘し、具体的に独立取締役が取締役会の決議、経営行動に対し疑問、反対の意見を唱えたとしても依然として承認されることを言及した。何故、このようなことが起こり得るのだろうか。その根本的な原因はどこにあるのか、これらを解明するのが本研究の主なねらいである。

2. 研究の目的

独立取締役が役割を果たすためにはいくつかの条件を満たすことが必要と考えられる。その1つは、独立取締役としての適任性が挙げられる。次に、独立した立場に置かれているかどうかである。つまり、独立性の確保である。最後に、独立した意見、考え方を自由に述べる環境に置かれているかどうかである。

本研究計画の実行を通じて明らかにすべき要点は以下の通りである。

(1)制度面から考察した独立取締役の役

割

(2)独立取締役の適任性 個人的属性についての分析をする。

(3)独立取締役を取り巻く環境についての調査・分析をする。

3. 研究の方法

独立取締役の役割を制度面から考察した上で、独立取締役の適任性と独立取締役を取り巻く環境について、調査・分析を行った。適任性を分析するために、独立取締役の学歴、職業、年齢に焦点を当てた。また、独立取締役を取り巻く環境としては、取締役会、および監査役会と大株主との関連性に焦点を当てて、調査・分析を行った。

上述のことについて調査・分析を行うために、上場会社150社をランダム方式で選定し、各社の2010年「年次報告書」のデータをを用いた。

4. 研究成果

(1)中小株主の利益の保護と独立取締役の役割 制度面からの分析

中国において、独立取締役に関する規定として2つが挙げられる。1つは、「上場会社における独立取締役制度の設立に関する指導的意見」(中国語：关于在上市公司建立独立董事制度的指导意见。2001年8月16日発布、以下「指導意見」と略す)もう1つは、「上場会社企業統治準則」(中国語：上市公司治理准则)(2002年1月7日発布)である。特に、「指導意見」では独立取締役の役割について詳細に定められているのである。

独立取締役の役割として「指導意見」では、中国の上場会社における独立取締役の役割を監督、提案、意思決定への参加、監

督補佐（独立取締役の監督責任の履行であるが、独立取締役自身による監督が極めて難しい場合、外部の組織または機構を招聘して監査・検査を行う役割）を挙げている。また、「指導意見」では「独立取締役は、中小株主の権益に損害を与える可能性があると考えられる事項、或いは公司定款で定められた其他事項に対し、取締役会または株主総会で独立意見を発表する」と定められ、独立取締役に中小株主の権益の保護を求めている。つまり、中国の上場会社における独立取締役の重要な役割の1つは中小株主の権益の保護であるといえる。

(2)上場会社 150 社における独立取締役の

高い個人的属性

独立取締役の高い学歴

中国の上場会社の取締役の学歴は全体的に高いものの、特に独立取締役は高学歴の持ち主が多いことが明らかになった。詳しくみると、ポスト・ドクターと博士の学位を持っている独立取締役は33%で、社内取締役の7.1%よりもはるかに高い。次に、大学院以上の学位をみた場合、独立取締役は修士修了者が28.1%で、ポスト・ドクターと博士の学位を含めると修士学位以上の者が合計61.5%であることが分かった。

独立取締役の主な出身母体 大学

中国の上場会社150社における独立取締役の現職において、大学教員が最も多いことが明らかになった。独立取締役全体の39.74%が大学教員によって占めており、大学は中国上場会社の独立取締役の主な出身母体になっていることが明らかになった。中国の上場会社の独立取締役には、専門知識を持っている専門家が多いともいえるだ

ろう。

それ以外に、中国の150社の上場会社における独立取締役の平均年齢は社内取締役より4歳ほど高いことも明らかになった。

(3)上場会社 150 社の取締役会、監査役会に対する大株主の影響力

大株主からの派遣取締役が過半数を占める取締役会

図表 1 上場会社 150 社における取締役と大株主との関連性

単位:(人)/(%)

	人数	社内取締役における割合	大株主から派遣と思われる取締役における割合
筆頭株主	403	43.71	79.80
筆頭株主と第2株主	3	0.33	0.59
第2株主	48	5.21	9.50
第3株主	29	3.15	5.74
第4株主	10	1.08	1.98
第5株主	5	0.54	0.99
第6株主	2	0.22	0.40
第7株主	3	0.33	0.59
不明	2	0.22	0.40
大株主から派遣されたと思われる取締役合計	505	54.77	100
株主と関連がないと思われる取締役合計	417	45.23	-

(注)1)大株主の派遣先には、その大株主の出資先からの派遣も含む。

2)社内取締役とは、取締役会において、独立取締役を除いた取締役を指す。社内取締役全員の人数は922名である。

3)筆頭株主と第2株主から派遣された取締役が3名いる。

4) 不明とは、大株主から派遣されているものの、その詳細が不明である人数を指す。
 出所：2010年度の各社の「年次報告書」より筆者作成（上海証券取引所の上場会社が74社、上海・香港証券取引所の上場会社が11社、上海・香港・米国の証券取引所の上場会社が4社、深圳証券取引所の上場会社が61社で、合計150社である。）

図表1は、上場会社150社における大株主から派遣された取締役を表している。図表1からわかるように、大株主から派遣されたと思われる取締役は505名で（社内取締役全員の人数922名）、社内取締役全体の54.77%を占めている。つまり、中国の上場会社150社において、過半数の社内取締役は大株主から派遣されていると思われる。また、筆頭株主となっている会社、およびその出資先からの派遣されている取締役は403名で、大株主から派遣された取締役全体の79.80%を占めている。さらに、筆頭株主となっている会社からの派遣取締役が社内取締役の50%以上を占めている会社は71社で、150社全体の47.33%である。そのうち8社は社内取締役全員が筆頭株主の会社から派遣されているのである。

このような状況では、取締役会における大株主の影響力、特に筆頭株主の影響力がかなり強くなることが推測される。大株主、特に筆頭株主は取締役会をコントロールすることで、強い影響力を行使できる環境であることが明白である。

監査役会に対する大株主の影響力

図表2 監査役と大株主との関連性

株主からの派遣	監査役会主席		監査役（全体）	
	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
筆頭株主	78	54.5	212	34.7
第2株主	7	4.9	28	4.6
第3株主	1	0.7	10	1.6
第4株主			4	0.7
第5株主			2	0.3
第6株主			2	0.3
第7株主			4	0.7
第8株主			1	0.2
第9株主			2	0.3
第10株主			1	0.2
その他（株主）			7	1.4
株主からの派遣と思われる人数（合計）	86	60.1	273	44.7
株主と関係ないと思われる人数	57	39.9	338	55.3
合計人数	143		611	

（注）1）株主からの派遣には、その株主の出資先からの派遣、その株主の親会社の関連会社からの派遣も含む。

2）1名は筆頭株主と第3株主から派遣されているが、筆頭株主にカウントしている。

3）その他（株主）とは、大株主から派遣されているものの、その株主が不明であるものを指す。

4）小数点1位未満四捨五入

出所：2010年「年次報告書」により筆者作成（内訳は図表1と同様）

図表2で明らかであるように、中国の上

場会社では、監査役会においても大株主と関連性が密接である。監査役全体の611名のうち、273名が大株主からの派遣である。つまり、4割以上の監査役は大株主からの派遣である。特に、筆頭株主からの派遣が顕著である。大株主からの派遣と思われる監査役の大多数は筆頭株主からの派遣で、監査役全体の34.7%を占めているのである。

中国の上場会社の監査役会においても、筆頭株主が極めて強い影響力を有していることが明らかである。

(4)研究成果のまとめと今後の展望

本研究によって得られた成果は、以下のようによまとめられる。

中国の上場会社の独立取締役は独立取締役としての役割を果たせる十分な内的素質を持っていると考えられる。

中国の上場会社における取締役、及び監査役は大株主と強いつながりがあることを明らかにした。具体的には、社内取締役の半数以上は大株主からの派遣であり、監査役の4割以上が大株主からの派遣である。特に、取締役会、及び監査役会と筆頭株主の関係は極めて密接であることが分かった。筆頭株主からの派遣と思われる取締役は大株主からの派遣と思われる取締役の8割弱を占めており、筆頭株主からの派遣と思われる監査役は監査役全体の3割以上を占めている。

このような状況では、取締役会、及び監査役会に対する大株主（特に筆頭株主）の影響力が強いことは十分に考えられる。取締役会、監査役は大株主によってコントロールされており、独立取締役が大株主の

意見、考え方、行動に異議を唱えたとしても、それが十分に反映されるかが疑問である。つまり、独立取締役を取り巻く環境が独立取締役の役割を制約する主な原因の一つと考えられる。本来、中国の上場会社において独立取締役を導入することで、取締役会における支配株主の影響の抑制を図ることが目的であったが、結果として、上述した独立取締役を取り巻く環境では、大株主（特に筆頭株主）の影響を抑制することは難しいともいえる。

最後に、今後の展望を述べて終わりとしたい。中国の上場会社において、取締役会と監査役会は大株主（特に筆頭株主）の影響を強く受けている状況を独立取締役はどのように考えているのだろうか。このような状況で、経営陣は独立取締役に対し、何を期待しているのだろうか。これらの問題は、独立取締役、及び経営陣に対し、幅広くインタビューを行う必要があると思われる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計9件)

（董光哲）「中国の企業統治システムにおける独立取締役の役割 上場会社サンプル150社の分析を中心に」『経営行動研究年報』第23号（経営行動研究学会機関誌）59-65頁、2014年7月、（査読有）

（金山権）「中国における国有企業の改革と企業統治 外部監督・監査を踏まえて」『早稲田商学』第438号（早稲田大学）449-472頁、2014年3月、（査読無）

（大平浩二・濱口幸弘・佐藤成紀）「わが

国企業の不祥事から見るコーポレートガバナンスの調査・研究 オリンパスのケースを中心に」『研究所年報』第30号(明治学院大学)、25-34頁、2014年、(査読無)

(董光哲)「中国の上場会社における監査役の内部的性格に関する研究 上場会社サンプル150社の分析を中心に」『経営哲学』第10巻2号(経営哲学学会機関誌)、46-67頁、2013年9月、(査読有)

(大平浩二)「日本企業のコーポレートガバナンス オリンパスの不祥事が意味するもの」『経営哲学』10巻2号(経営哲学学会機関誌)、38-45頁、2013年9月、(査読無)

(大平浩二)「新しい資本主義の現実と日本企業の課題 経営者の意識を巡って」『経営学論集』第83集、55-61頁、2013年、(査読無)

(金山権)「中国における国有改革の歴史と課題 伝統的観念からの脱却と企業形態の変化」『経営行動研究年報』第21号(経営行動研究学会機関誌) 58-62頁、2012年7月、(査読有)

(金山権)「中国国有企業改革における歴史と分析」『ビジネスマネジメントレビュー』(桜美林大学)、73-85頁、2012年3月、(査読有)

(大平浩二・佐藤成紀)「わが国企業の不祥事から見るコーポレートガバナンスの調査・研究」『研究所年報』第29号(明治学院大学)、57-64頁、2012年、(査読無)

〔学会発表〕(計2件)

(董光哲)「企業統治に従業員代表監査役に関する一考察 中国上場会社150社の分析を中心に」経営行動研究学会第91回研

究部会、2014年4月12日、東京(早稲田大学)

(董光哲)「中国の企業統治システムにおける独立取締役の役割 上場会社サンプル150社の分析を中心に」経営行動研究学会第20回全国大会、2013年8月10日、千葉(千葉商科大学)

〔図書〕(計1件)

『企業統治論 東アジアを中心に』(菊池敏夫・金山権・新川本編著)税務経理協会、【執筆部分】Chapter 2(1)「中国の企業統治と取締役会」、48-61頁、2014年4月、(査読無)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

董 光哲 (DONG GUANGZHE)

江戸川大学・社会学部・准教授

研究者番号：50440178

(2) 研究分担者

大平 浩二 (OHIRA KOJI)

明治学院大学・経済学部・教授

研究者番号：20152241

金山 権 (KANEYAMA KEN)

桜美林大学・経営学研究科・教授

研究者番号：40296405

(3) 連携研究者

()

研究者番号：